

（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名

（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託

2. 業務の目的

奈良県北部地域を校区とする特別支援学校は、奈良県立奈良養護学校、奈良県立奈良東養護学校及び奈良県立奈良西養護学校があり、それぞれ課題を抱えている状況である。

奈良養護学校は、肢体不自由のある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒のための学校であるが、竣工から45年が経過し、建物設備の老朽化や車椅子が大型化・多機能化したことなどによる施設の狭隘化が課題となっている。

奈良東養護学校及び奈良西養護学校は、知的障害のある児童生徒のための学校であるが、在籍児童生徒数が増加し適正人数を超過している状態であり、今後も超過した状態が継続することが見込まれている。

このような課題に対応するため、奈良養護学校を移転、建て替えし、肢体不自由・病弱に加えて知的障害のある児童生徒も通学できる知肢病併置の（仮称）奈良県立特別支援学校として整備することとした。

本業務は奈良養護学校等の再整備について、施設整備に必要な諸条件の検討を踏まえ、「（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画」を策定するものである。

3. 業務内容

別添「（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年12月28日（火）まで

5. 委託料上限額

22,000,000 円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）を限度とする。

令和8年度 11,000,000 円 令和9年度 11,000,000 円を限度
（契約を締結する際に変更となることがある。）

6. 参加資格要件

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （3）公告の日から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続開始の

決定を受けた者を除く。)

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (9) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人並びに支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) (11) 及び (12) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 次に掲げる条件を全て満たす者
 - ・奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門の資格を有している者または建築士事務所登録のある者。
 - ・過去10年以内（平成28年4月1日から公告の日まで。以下同じ。）に完了した、公共施設又は公用施設の改修又は建設に係る基本構想・基本計画策定業務の履行実績（国又は地方公共団体等が発注したもの）を有する者。
- (15) この業務を行う期間中、管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置すること。「必要人数」「兼務の可、不可」「管理技術者及び照査技術者の資格」については、以下のとおりとする。
 - ・本業務の履行に当たり、要件とする管理技術者及び照査技術者の資格については、次の1から5のとおりとする。
 - 1 技術士（総合技術管理部門（建設））の「都市及び地方計画」
 - 2 技術士（建設部門）の「都市及び地方計画」
 - 3 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」
 - 4 シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の「都市計画及び地方計画」

5 一級建築士

- ・管理技術者及び照査技術者はそれぞれ1名配置すること。
- ・担当技術者は、1名以上3名まで配置することができる。
- ・担当技術者は、管理技術者及び照査技術者との兼務は不可とする。

7. 募集及び選定スケジュール（予定）

令和8年	8月20日（木）	公告
	8月31日（月）	質問票締切
	9月15日（火）	参加表明書提出締切
	9月25日（金）	企画提案書等提出締切
	10月5日（月）～	（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策
	10月9日（金）	定業務委託事業者選定委員会開催（予定）
	のいずれかの日	
	10月中旬	契約締結（予定）

8. 手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、事前に参加表明書等を提出のうえ、企画提案書等を指定の期日までに提出すること。

（1）担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30番地（奈良県庁東棟2階）

奈良県教育委員会事務局学校支援課 奈良養護学校移転整備担当

TEL 0742-27-8979

E-mail: gakkos@office.pref.nara.lg.jp

（2）参加表明書（様式2）、企業の元請実績（様式3-1）及び予定技術者の資格等（様式3-2）の提出

① 提出期限 令和8年9月15日（火）午後5時まで

② 提出先 8.（1）担当部局に同じ

③ 提出方法 持参または郵送に限る。

・持参の場合：土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間は除く。）

・郵送の場合：提出期限を必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

④ 提出書類（各1部）

ア：参加表明書（様式2）

イ：企業の元請実績（様式3-1）

「6. 参加資格要件」の（14）に掲げる実績を1件以上5件以内で記載すること。実績は元請として受託したものに限るものとし、下請、協力会社、

再委託先等、元請として受託していないものは実績として認めない。各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

ウ：予定技術者の資格等（様式 3－2）

①保有資格

「6. 参加資格要件」の（15）に掲げる資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付すること。添付資料により資格が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とする。

②同種・類似業務実績

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成28年4月1日以降、履行完了した同種・類似業務実績について、2件以内で記載すること。ここでいう同種業務とは「国又は地方公共団体が発注した特別支援学校の改修又は建設に係る基本構想または基本計画策定に係る業務」とし、類似業務とは「国又は地方公共団体が発注した特別支援学校を除く学校の改修又は建設に係る基本構想または基本計画策定に係る業務」とする。なお、各実績には、業務内容が判断できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる書類を添付すること。

様式 3－2 に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできない。また、受託後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限る。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について県が求める資料を提出し、了解を得なければならない。

（3）企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年9月25日（金）午後5時まで
- ② 提出先 （1）担当部局に同じ
- ③ 提出方法 （2）③提出方法に同じ
- ④ 提出書類

提出書類		様式
ア	参加申込書【押印不要】 1部	様式 4
イ	事業者概要書【押印不要】 1部	様式 5
ウ	提案者の団体等の概要がわかる資料	任意様式
エ	委託業務実施体制【押印不要】 1部	様式 6
オ	業務工程計画【押印不要】 1部	様式 7

カ 企画提案書 8部（正本1部 副本7部） 仕様書に定める業務委託内容のうち、下記の評価テーマについて明確かつ具体的に提案すること。 ＜評価テーマ①＞ （安全性を考慮した動線や施設配置） 肢体不自由の児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒、知的障害のある児童生徒など多様な障害を有する児童生徒が安全で快適に学校生活を過ごせるようなアイデアが提示されているか。 ＜評価テーマ②＞ （円滑な教育活動が実施可能となる共用施設の整備） 体育館やプールなどの共用施設で行事や授業が円滑に実施できるような整備のアイデアが提示されているか。 ＜評価テーマ③＞ （学校周辺の住環境の維持や地域との交流を踏まえた施設整備） 地域との良好な関係を築くために周辺地域の静謐な住環境に影響を及ぼさないよう施設配置や建物構造を工夫するとともに児童生徒の安全を確保しつつ、地域住民と交流しやすい施設とするためのアイデアが提示されているか。	任意様式
キ 見積書 ※1 業務名は、「（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託」、宛名は、「奈良県知事 山下 真」とすること。 ※2 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 ※3 押印省略は可能。但し、押印省略する場合は発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。	任意様式

※参加表明書提出後に企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤ 企画提案書等作成上の留意事項

ア：文字サイズは10．5ポイント以上とすること。ただし、図・表内の文字はこの限りではない。

イ：言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとすること。

ウ：用紙は日本産業規格A4サイズ片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。

エ：本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行うため、正本1部のみに提案者名を記載し、副本7部については、提案者を特定できる表示（会社名、住所、ロゴマーク等）をしない、または塗りつぶして判読できないようにすること。

オ：プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面等）の作成や提出を求めるものではない。

カ：企画提案書が本募集要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、

無効とする。

キ：本プロポーザルには、実際に業務にあたる者が参加すること。

- ⑥ 1 事業者につき 1 提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。
- ⑦ 奈良県学校支援課ホームページに掲載している（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本構想を閲覧のうえ企画提案すること

奈良県 学校支援課ホームページ

(<https://www.pref.nara.lg.jp/n164/p118000.html>)

9. 質問及び回答

質問の受付は次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）～令和 8 年 8 月 3 1 日（月）午後 4 時まで
（ただし、土日、祝日を除く）

(2) 質問先

8. (1) 担当部局に同じ。下記 E-mail アドレスに送信すること。

E-mail : gakkos@office.pref.nara.lg.jp

(3) 質問方法

質問票（様式 1）に必要事項を記載のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

※電子メールの件名は「【会社名（略称可）】募集要項等に関する質問」と記載し、送信後、必ず電話にて質問票を送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

奈良県教育委員会事務局学校支援課ホームページに随時、公表する。

※質問者に対する個別の回答は行わない。

※公表の際、質問者名は明示しない。

10. 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は開催しない。

11. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、「（仮称）奈良県立特別支援学校移転整備基本計画策定業務委託事業者選定委員会」において、評価基準に基づき審査を行うものとする。審査は非公開で行う。
- ② 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者に対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和 8 年 1 0 月 5 日～1 0 月 9 日のいずれかの日を行うことを予定している。開始時刻、実施場所等の詳細は対象者のみに通知する。

- ⑤ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、審査会場での対面形式で行う。（WEB会議形式での参加は不可。）なお、提出後の企画提案書の改編や、新たな資料の提出は認めない。

（２）最優秀提案者の選定

（１）により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、総得点が一定基準（満点（１００点×評価する委員数）の６割）に達しない場合は、最優秀提案者及び順位付けの対象としない。選定又は非選定の通知は全参加者に書面にて行う。

同点で複数の最高得点者が出た場合は、本評価基準記載の「１．企画力－２．業務の実施体制－３．提案者の実績－４．見積金額」の順で、全選定委員による評価点の総合得点の高い者を最優秀提案者とする。

提案者が１者の場合は、各選定委員の評価点の６割以上かつ選定委員会の合議により認められた場合に、当該提案者を最優秀提案者として選定する。

なお、見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は最優秀提案者として特定しないこととする。

（３）審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を受け付けた全ての事業者に対して書面で通知するとともに、奈良県教育委員会事務局学校支援課ホームページにおいても公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

１２．失格に関する事項

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。なお、最優秀提案者決定後において、当該最優秀提案者が失格となる応募を行っていたことが判明した場合には、決定を取り消す。

- （１）「６．参加資格要件」に定めた資格が備わっていない場合
- （２）提出書類に虚偽又は不正があった場合
- （３）提出書類の提出期限を過ぎた場合
- （４）「５．委託料上限額」に定めた委託料上限額を超える見積書が提出された場合
- （５）プレゼンテーション・ヒアリングに不参加の場合
- （６）同一の応募事業者から２通以上の提出書類が出された場合
- （７）提出書類に必要な記名押印のない場合
- （８）金額その他主要事項（事業の内容が把握できない項目）の記載が不明確な場合
- （９）そのほか不正の行為が認められた場合

１３．契約の締結

- ① 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、優秀提案者の上位から順に契約締結の協議を行う。
- ② 契約締結は、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県契約規則第 14 号）に基づき行う。契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出すること。

1 4. 電子契約の可否

- ① 可とする。
- ② 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」(様式8)を8の(2)で示す参加表明書とあわせて電子メールにより提出すること。

1 5. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ① 最優秀提案者の役員等が暴力団員であると認められるとき。
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。以下同じ。)に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

1 6. 契約の解除

契約締結後、契約者について1 5. ①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、1 5. ①、③、④及び⑤中の「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」に読み替えるものとする。

また、提案書等の提案書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

その他契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。

1 7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

18. その他留意事項

- ① 提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由にいたった場合は、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当するものが最優秀提案者として選定されている場合は、次点となった者と手続きを行う。
- ② 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書等を県に無断で他に使用することはできない。
- ③ 書類の作成及び提出に伴うすべての費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- ⑤ 提出期限までに提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなす。
- ⑥ 電子メール等の通信事故や郵便事故については、県はいかなる責任も負わないものとする。
- ⑦ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止する。
- ⑧ 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。
- ⑨ 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- ⑩ 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- ⑪ 選定された者は、通知があり次第、担当者と打合せを行い、業務委託契約を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ⑫ 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ⑬ 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県教育委員会事務局学校支援課と協議すること。
- ⑭ 参加者は、参加表明書の提出をもって本要項の内容を承諾したものとみなす。